

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
翌日)

目 次

◇規 則

- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則
- 鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十一年七月鳥取県条例第三十七号）の施行期日は、昭和六十一年八月二十日とする。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次及び第十一条通商観光課の項第九号中「物産館」を「物産観光センター」に改める。

第十八条の表中

鳥取県医療機関整備審議会

医療法（昭和二十三年法律第二）の整備に関する重要事項の調査

百五号) 第三十二条第二項の規定による医療機関
審議に関する事務

を

鳥取県医療審議会

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十一条の二第二項の規定による同
によりその権限に属させられた事項の調査審議及び医療を提供する体制の確保
に関する重要事項の調査審議に関する事務

に 法

に改める。

第四章第四節第二款を次のように改める。

第二款 物産観光センター

(設置)
第九十二条 物産観光センターを次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県物産観光センター		鳥取市	

(分掌事務)

第九十三条 物産観光センターは、物産の紹介、宣伝及び展示並びに観光
の紹介及び宣伝に関する事務を分掌する。

附 則

この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十一号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を
改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四
十八号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分	経済的事 情による 区分		金 額 (一人月額)	
	A 階層	B 階層	一人で使用する場合	二人で使用する場合
C 一階層	五〇、三二〇	五五、三二〇	六〇、三二〇	五九、三二〇

大居室							小居室								
C五階層	C四階層	C三階層	C二階層	C一階層	B階層	A階層	C十階層	C九階層	C八階層	C七階層	C六階層	C五階層	C四階層	C三階層	C二階層
八一、三二〇	七六、三二〇	七一、三二〇	六六、三二〇	六一、三二〇	五六、三二〇	五一、三二〇	一一三、一二〇	一〇〇、三二〇	九五、三二〇	九〇、三二〇	八五、三二〇	八〇、三二〇	七五、三二〇	七〇、三二〇	六五、三二〇
八〇、三二〇	七五、三二〇	七〇、三二〇	六五、三二〇	六〇、三二〇	五五、三二〇	五〇、三二〇	一一二、一二〇	九九、三二〇	九四、三二〇	八九、三二〇	八四、三二〇	七九、三二〇	七四、三二〇	六九、三二〇	六四、三二〇

小居室	区分	経済的事 情による	
		区分	金額(二人月額)
C四階層		一人で使用する場合	七五、三二〇
C三階層		二人で使用する場合	七〇、三二〇
C二階層			六五、三二〇
C一階層			六〇、三二〇
B階層			五五、三二〇
A階層			五〇、三二〇
			四九、三二〇
			五四、三二〇
			五九、三二〇
			六四、三二〇
			六九、三二〇
			七四、三二〇

C六階層	八六、三二〇	八五、三二〇
C七階層	九一、三二〇	九〇、三二〇
C八階層	九六、三二〇	九五、三二〇
C九階層	一〇一、三二〇	一〇〇、三二〇
C十階層	一一四、一二〇	一一三、一二〇

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)
 第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)
 の一部を次のように改正する。
 別表の表を次のように改める。

大居室																
C八階層	C七階層	C六階層	C五階層	C四階層	C三階層	C二階層	C一階層	B階層	A階層		C十階層	C九階層	C八階層	C七階層	C六階層	C五階層
九六、三二〇	九一、三二〇	八六、三二〇	八一、三二〇	七六、三二〇	七一、三二〇	六六、三二〇	六一、三二〇	五六、三二〇	五一、三二〇		一一三、一二〇	一〇〇、三二〇	九五、三二〇	九〇、三二〇	八五、三二〇	八〇、三二〇
九五、三二〇	九〇、三二〇	八五、三二〇	八〇、三二〇	七五、三二〇	七〇、三二〇	六五、三二〇	六〇、三二〇	五五、三二〇	五〇、三二〇		一一二、一二〇	九九、三二〇	九四、三二〇	八九、三二〇	八四、三二〇	七九、三二〇

則をここに公布する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

附 則

別表の表中「一五、六三〇円」を「一五、九〇〇円」に改める。

の一部を次のように改正する。

鳥取県立境港通勤寮管理規則（昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号）

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県規則第五十二号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

附 則

この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

C九階層	一〇一、三二〇	一〇〇、三二〇
C十階層	一一四、一二〇	一一三、一二〇

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表浜坂第十一団地の項の次に次のように加える。

丸山町第二団地	一六	四〇、八〇〇円
---------	----	---------

別表の第一種県営住宅の表上福原第二団地の項の次に次のように加える。

上福原第三団地	一六	四一、三〇〇円
---------	----	---------

別表の第二種県営住宅の表丸山町団地の項中「丸山町団地」を「丸山町第一団地」に改める。

附 則

1 この規則は、昭和六十一年八月二十日から施行する。

2 次の表の上欄に掲げる県営住宅の家賃については、昭和六十一年八月二十日から昭和六十二年三月三十一日までの期間は、この規則による改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

丸山町第二団地	三八、六〇〇円
上福原第三団地	三九、〇〇〇円